

障がい福祉サービス等事業者様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の申請等について

厚生労働省では、令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員の処遇改善を図るための福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の制度が創設される予定です（別紙1参照）。

これに基づき、大阪府では、要件を満たす事業所に対し「介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）」の制度を創設し、規定の額を交付することを検討しています。

つきましては、標記補助金を申請される場合は、下記の点に留意いただき必要な手続きを進めていただくようお願いいたします。

なお、様式など細部の事項については、現在、検討、準備をしていますので、決定次第お知らせいたします。

1 各事業所に確認や実施いただきたいこと

- (1) 大阪府内にある事業所はすべて、申請は大阪府に行い、補助金の支払いは国保連が行います。【別紙1－Q4】
- (2) 交付金の対象になる要件を確認してください。【別紙1－Q2】
また、次の点にも留意願います。
 - 令和4年2月サービス提供時点で、現行の「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（以下、「現行加算」といいます）を算定していることが必要です（既存の事業所が令和4年3月以降に新たに現行加算を算定する場合は補助の対象外です）。
 - ただし、令和4年3月から9月の間に新たに事業所の指定を受けた場合は、指定月から現行加算を算定していれば補助の対象になります。
 - 補助金の申請スケジュールは下記(4)のとおりですが、申請にあたって確認いただきたい事項を記載していますので、今からご準備をいただくようお願いいたします。

(参考) 確認事項：以下の全てに該当することを確認してください。

	確認項目	証明する資料の例
☐	令和4年2月から、もしくは、令和4年3月において2月分とまとめて、賃金改善を実施している。	—
☐	令和4年2月サービス提供分について、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを届出している。	—
☐	補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めた。	就業規則、給与規程
☐	補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支給する。	給与明細
☐	補助金の対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認。	勤務体制
☐	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。	—
☐	労働保険料の納付が適正に行われている。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書
☐	本事業の内容を全ての職員に対して周知した。	会議録、周知文書

(3) 令和4年2月から賃金改善を行ってください（令和4年3月分とまとめて賃金改善を行うことも可能）。なお、令和4年2月から9月までに支給される補助金額を上回る賃金改善が必要です。【別紙1－Q1・Q3】

(4) 今後のスケジュールを確認してください。【別紙1－Q5】

① 補助金の申請期限（計画書の提出期限）は4月15日までとする予定です。受付開始日や様式は現在、検討中です。決定次第お知らせします。

② 補助金の申請に先立って、賃上げ開始の報告を下記アドレス（報告フォーム）より、次の区分の通り、各期限までに大阪府へ行ってください。

対象事業所	報告期限
ア 令和4年2月から賃金改善を行った事業所	令和4年2月末
イ 令和4年3月において2月分とまとめて賃金改善を行った事業所	令和4年3月末
ウ ア及びイに該当する事業所であるにもかかわらず、やむを得ない事情により、各期限までに大阪府へ報告できなかった事業所	令和4年4月15日

〈報告フォーム〉

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022020003>

2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の制度に関する問合せ

(1) 問合せ先：福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部内）

(2) 電話：03-5253-1111（内線3698・3699）

(3) 受付時間：平日10:00～16:00

※問合せ状況に応じて、体制を変更することがあります。

3 添付資料

別紙1：「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

別紙2：サービスごとの交付率

別紙3：その他参考資料（厚生労働省 福祉・介護職員処遇改善支援事業実施要綱（案））

〈参考〉大阪府ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/syoguu-tokurei.html

（問い合わせ先）

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課

指定・指導グループ

電話番号：06-6941-0351（内線2845）